

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日		作成年月日	
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 5		

1.2 調達品目・数量

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	数量・単位	契約不適合修補等 請求期限の表示
MAINTENANCE PLATFORM	堀口エンジニアリング(株) HN-51279-G01 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	EA	#

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

1.4 引用文書等

a) 法令等

航空自衛隊の立入制限区域への立入手続き等に関する達(昭和57年航空自衛隊達第5号)

2 製品に関する要求(同等とする性能等)

2.1 要求諸元

- a) 全長 最大 6 500 mm (最短縮時, トーバーを除く。)
- b) 全幅 最大 2 100 mm
- c) 全高 最小 2 000 mm (下降時)  
最大 5 900 mm (上昇時)
- d) 揚程 最大揚程と最小揚程の差が 3 000 mm以上あること。
- e) 最大質量 1 000 kg
- f) 作業床寸法(幅×奥行) 1 200±50 mm×1 200±50 mm
- g) 耐荷重 2 450 N (250 kgf) 以上
- h) トーバーを使用し, けん引車によるけん引が可能である。
- i) 降下防止ロック加工が施されている。
- j) 作業床部分の手摺は着脱が可能である。

2.2 機能・性能

サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項は, 適用しない。

5.1 提出書類

- a) 類別原資料 必要 (ただし, 防衛省に納入実績のある製品又はナショナル物品番号(NATO物品番号)が付与されているものについては不要とする。)
- b) 取扱説明書 必要
- c) 特定化学物質等の資料 必要

## 調 達 品 目 表 (続 き)

d) 貴金属等管理資料 必要

### 5.3 設置・調整

契約の相手方は、本器材を官側の指定する場所へ搬入するに当たり、分解した状態で輸送せざるを得ない場合には、搬入場所において設置及び調整を行うこと。

### 5.4 立入制限場所への立入

設置及び調整に当たり、部隊等の長が定めた立入制限場所へ立ち入る必要がある場合は、**航空自衛隊の立入制限場所への立入手続等に関する達**の定めるところにより、立入りを許可された者でなければならない。

### 5.5 官側における支援

契約の相手方は、設置・調整を実施するに当たり、官側の支援が必要な場合は次の事項について、事前に官側と調整のうえ、運用に支障がない場合に限り、無償で官側の支援を受けることが可能である。

- a) 現地部隊が保有する器材等の使用
- b) 現地部隊における搬入器材の保管及び作業のための施設提供
- c) 現地における電力及び水の使用